

平成 2 8 年 度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

平成 2 7 年 1 2 月



厚生労働省

目 次

＜健康・医療＞	P. 1
＜医療保険＞	P. 2
＜子ども・子育て＞	P. 3
＜介護・社会福祉＞	P. 3
＜就労促進等＞	P. 4
＜年金＞	P. 5
＜生活衛生＞	P. 5
＜その他＞	P. 6

※ 項目の前に*印を付している項目は、他省庁と共同要望した項目又は要望項目以外で厚生労働省との関係が大きい項目である。

健康・医療

○ セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

〔所得税、個人住民税〕

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(最大8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する。

(※1) 次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)をいう。

①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診

(※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいう。

(注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設〔不動産取得税〕

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他の対価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるものの以外のもの」を除外する措置を講ずる。

このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

なお、この措置は、医学生に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

＜検討事項＞

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

○ **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続** 〔事業税〕

○ **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続** 〔事業税〕

＜検討事項＞

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ **社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し**

〔法人税、法人住民税、事業税〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

○ **特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の拡充及び延長**

〔所得税、個人住民税〕

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

医療保険

○ **国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し** 〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

○ **国民健康保険法等改正法の施行に伴う税制上の所要の措置**

〔消費税、地方消費税〕

新たに創設される患者申出療養に基づく保険外併用療養費の支給に係る療養について、消費税を非課税とする。

子ども・子育て

*** ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の検討** 〔所得税、個人住民税〕

＜基本的考え方＞（一部を省略して抜粋）

（略）税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備する見直しを、丁寧に検討していく。（略）

個人所得課税については、平成6年の税制改革を行ってから約20年が経過し、（中略）生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ、（中略）子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付を含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

○ ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

児童福祉法等の改正を前提に、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

介護・社会福祉

*** ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長** 〔所得税、法人税〕

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、割増償却率を10%（耐用年数が35年以上であるものについては、14%）（現行：14%（耐用年数が35年以上であるものについては、20%））に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続

〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税〕

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別給付金について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

○ 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、登録免許税 等〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

○ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率のあり方の検討

〔法人税、法人住民税〕

＜基本的考え方＞

協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

○ 給付金に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

給付金の非課税について、次の措置を講ずる。

- ① 「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」として給付される給付金について、引き続き所得税・個人住民税を課さない。
- ② 低所得の高齢者等を対象に給付される「年金生活者等支援臨時福祉給付金」について、所得税・個人住民税を課さない。

* ○ 個人寄附に係る税額控除要件の見直し

〔所得税〕

公益法人等（※1）に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を緩和し、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等（※2）が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の額が30万円以上であることとする。

（※1）公益法人等：公益社団法人・公益財団法人、学校法人・準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人。

（※2）公益社団法人・公益財団法人の場合公益目的事業費用、学校法人・準学校法人の場合私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人の場合社会福祉事業費用、更生保護法人の場合更生保護事業費用。

就労促進等

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。）とした上、その適用期限を2年延長する。

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の明確化 〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、教育訓練につながるキャリアコンサルティングのうち一定の条件を満たすものに要する費用について、特定支出控除の対象となる旨を明確化する。

○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定し、圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険法の失業等給付等について、雇用保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

年金

* ○ 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税 等〕

確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の損金算入の対象に次の掛金等を加える。

- ① 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ② 事業主が拠出する給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者で分担する企業年金に係る掛金 等

○ 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、法人税 等〕

今後、法案の内容をみて検討を行う。（「△法」として取扱い）

生活衛生

○ 交際費課税の特例措置の延長 〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

○ 公害防止用設備に係る特例措置の延長 〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備の特例措置について、法人税等は、対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外した上、その適用期限を1年延長し、固定資産税は、適用対象を中小企業者等に限定した上、その適用期限を2年延長する。

*** ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長** 〔所得税、法人税 等〕

中小企業者等の少額減価償却資産の所得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。

その他

○ 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置 〔不動産取得税、固定資産税 等〕

独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合する独立行政法人労働者健康福祉機構の独立行政法人労働者健康安全機構への改組後も、現行制度と同様の措置を講ずる。

*** ○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）** 〔所得税、法人税 等〕

エネルギーミックスの実現に向け、対象となる設備の見直し等を行った上で、その適用期限を2年延長する。

○ 介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しに向けた検討

〔所得税、個人住民税〕

公的年金から天引きされる介護保険料については、その年金の受給者と生計を一にする納税者において社会保険料控除の適用を受けられず、その年金受給者の所得金額が小さいと誰の所得からも控除できないとの問題が指摘されていることを踏まえ、納税者と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料に係る社会保険料控除については、以下のとおり見直しを行う方向で検討することとし、納税者への影響や執行可能性を見極めた上で、平成29年度税制改正において結論を得る。

【現行】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、納税者が支払った場合に控除を受けられる。

【見直しの方向性】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額(38 万円)以下である場合に、納税者において控除を受けられる。

(備考)配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額を超える場合には、配偶者・親族自身が控除を受けることとなる。